

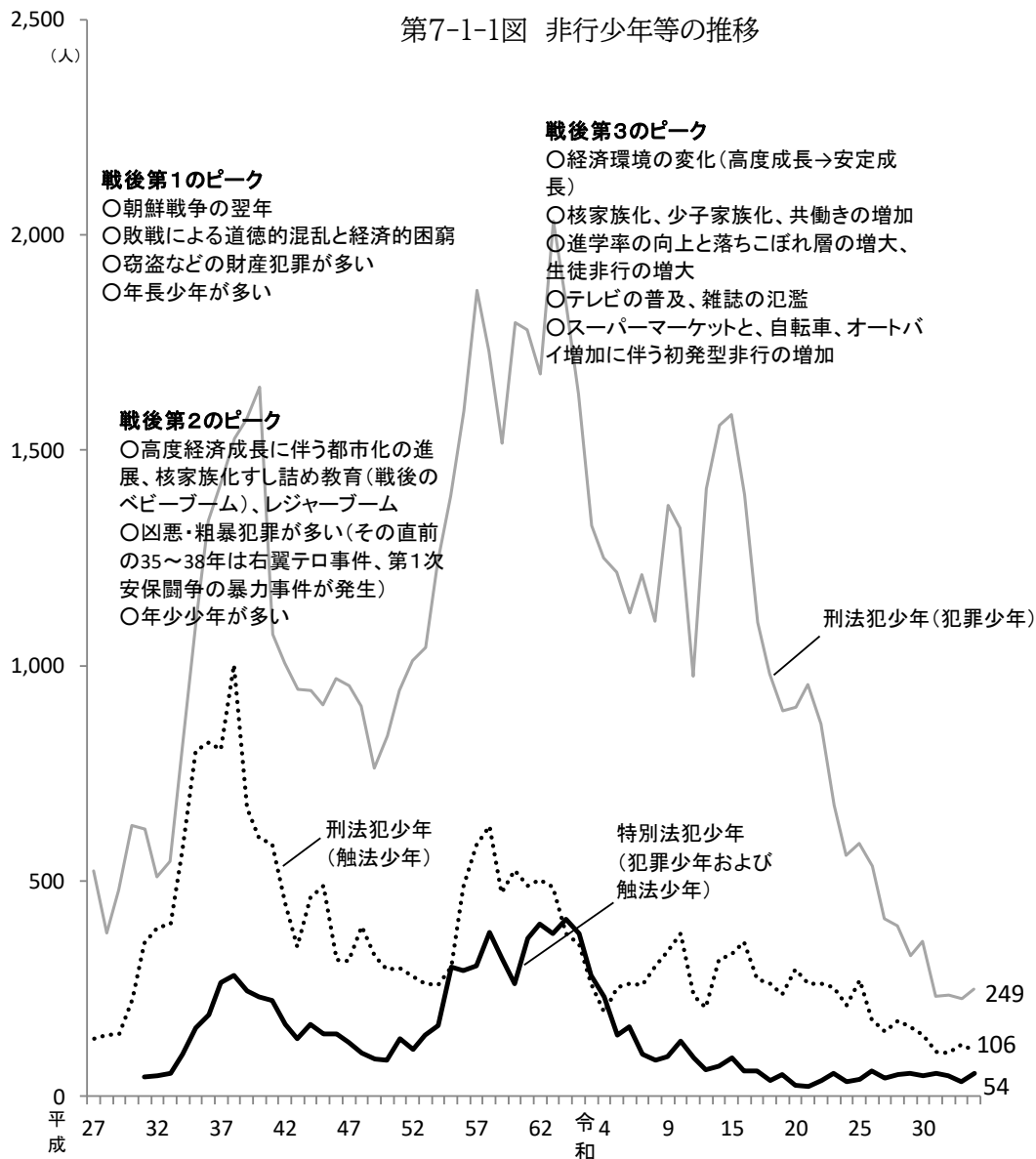
第7章 非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

非行少年等の検挙・補導人員については、戦後間もない昭和26年頃に第1のピーク、高度経済成長に伴う昭和38年頃に第2のピーク、そして安定成長期と言われる昭和58年頃に第3のピークがありました。

過去10年間、県内では増減を繰り返しながら減少傾向が見られましたが、令和4年中に検挙された犯罪少年は249人で前年より22人増加、触法少年は106人で前年より13人減少、大麻取締法違反などの特別法犯少年は54人で前年より21人増加しました。また、ぐ犯少年は1人で前年と同数、不良行為少年は2,192人で前年より242人増加しました。



(備考) 刑法犯少年(犯罪少年)の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。
特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

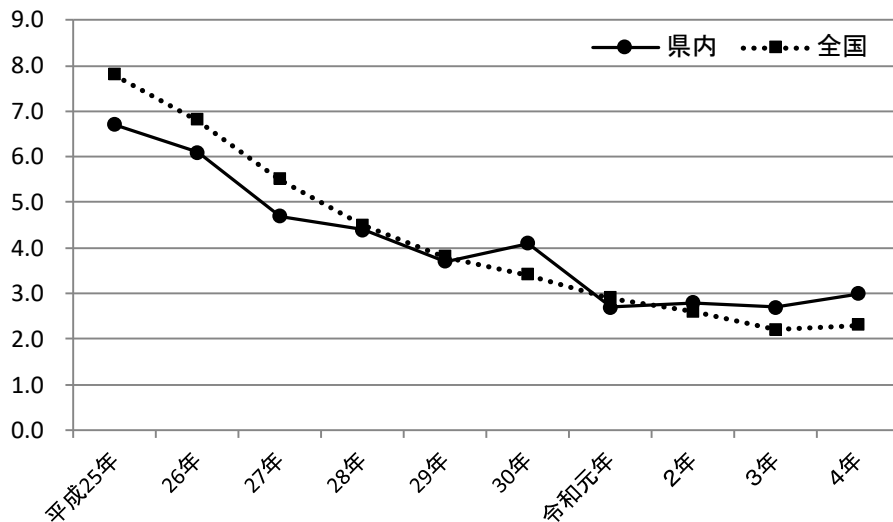
用語の概念

犯罪少年とは……14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者(交通関係を除く。)
 触法少年とは……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除く。)
 ぐ犯少年とは……20歳未満の少年(少年法改正により、令和4年4月1日以降は18歳未満の少年)で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
 不良行為少年とは……20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者
 刑法犯少年とは……刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)
 凶悪犯……殺人、強盗、強制性交等、放火をいう。
 粗暴犯……傷害、暴行、恐喝、脅迫等をいう。
 知能犯……詐欺、横領、偽造をいう。
 風俗犯……と博、わいせつをいう。
 特別法犯少年とは……特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)
 非行少年等とは……刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。
 少年人口……令和4年10月1日を基準にした推計人口

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比の推移



年次別	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
県内	6.7	6.1	4.7	4.4	3.7	4.1	2.7	2.8	2.7	3.0
全国	7.8	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3

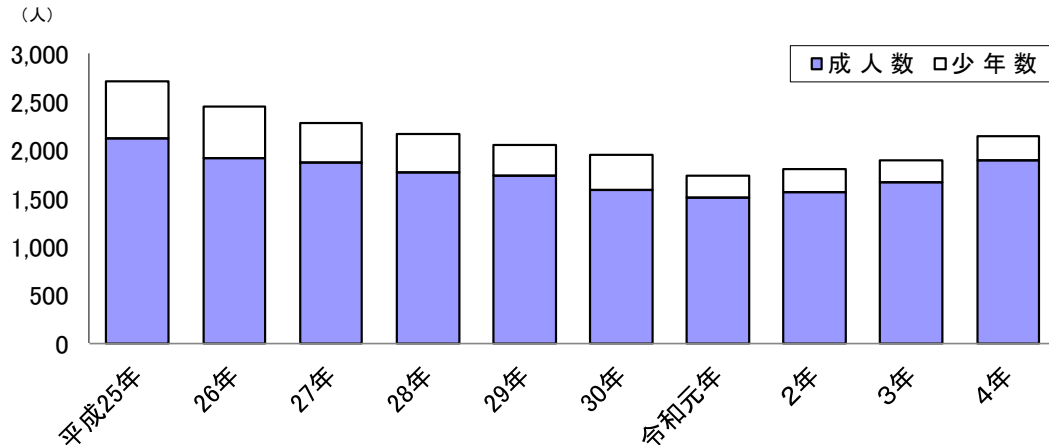
(資料)滋賀県警察本部少年課

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

令和4年中の成人を含む刑法犯の検挙人員は2,146人で、このうち少年(触法少年を含まない。)は、249人と全体の11.6%を占め、前年と比較して0.4ポイント減少しました。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の推移



年次	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
全刑法犯数	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,953	1,736	1,807	1,893	2,146	
成人	2,128	1,918	1,874	1,776	1,734	1,594	1,504	1,571	1,666	1,897	
少年	587	534	412	396	326	359	232	236	227	249	
少年の占める率	本県	21.6	21.8	18.0	18.2	15.8	18.4	13.4	13.1	12.0	11.6
	全国	21.5	19.3	16.3	16.3	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5	8.8

(備考)触法少年を含まない。

(資料)滋賀県警察本部少年課

2. 包括罪種別刑法犯少年

令和4年中に検挙・補導した刑法犯少年について包括罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗犯が199人で全体の56.1%を占め、次いで暴行・傷害等の粗暴犯が82人で全体の23.1%を占めました。

第7-2-2表 包括罪種別刑法犯少年の状況(令和4年)

区分	単位(人)							合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	
凶悪犯			2	6		1		9
粗暴犯		9	34	14	2	18	5	82
窃盗犯		28	83	46	15	11	16	199
知能犯		1	3	6	1		1	12
風俗犯		2		8	1			11
その他		3	13	13	1	8	4	42
合計		43	135	93	20	38	26	355

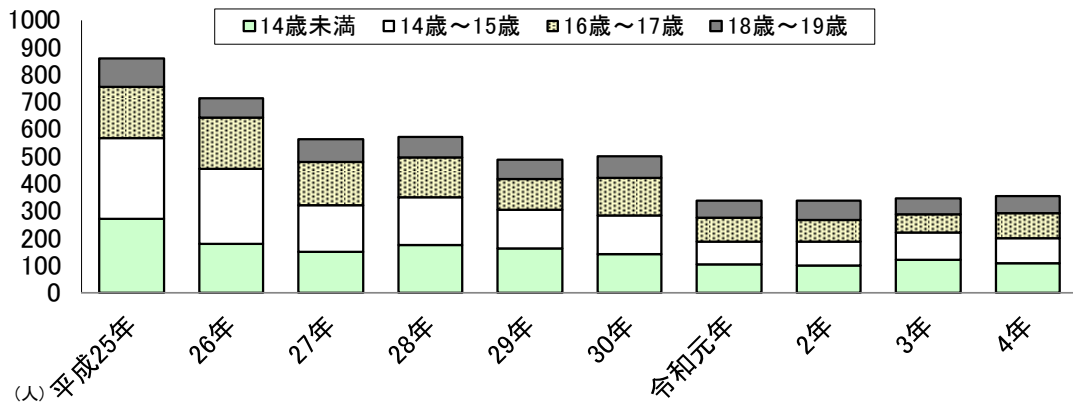
(資料)滋賀県警察本部少年課

3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年の検挙・補導について、過去10年間における年齢層別の推移では、いずれの年代も平成24年から26年をピークに以降は減少傾向にあります。

令和4年中における刑法犯少年の検挙・補導は、355人で、前年より9人増加しました。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢層別の推移



区分	年次	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
14歳未満		271	178	150	175	161	142	104	100	119	106
14歳～15歳		296	275	171	175	142	141	82	86	99	92
16歳～17歳		185	186	157	147	113	138	89	79	69	92
18歳～19歳		106	73	84	74	71	80	61	71	59	65
合計		858	712	562	571	487	501	336	336	346	355

(資料)滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の推移を学職別にみると、全ての学職で10年前から大きく減少しています。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年数の推移

区分	年次別	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
学生生徒児童	小学生	65	48	49	65	66	54	39	36	44	43
	中学生	421	343	226	247	208	190	127	120	152	135
	高校生	224	190	153	134	117	141	90	89	72	93
	その他	39	14	19	15	16	13	13	21	7	20
	有職少年	62	63	64	65	54	70	48	46	48	38
無職少年	47	54	51	45	26	33	19	24	23	26	
合計		858	712	562	571	487	501	336	336	346	355

(資料)滋賀県警察本部少年課

5. 男女別刑法犯少年

令和4年中の刑法犯少年355人について、男女別では、男子280人(78.9%)、女子75人(21.1%)で、女子の占める割合が増加しました。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年数の推移

単位(人)

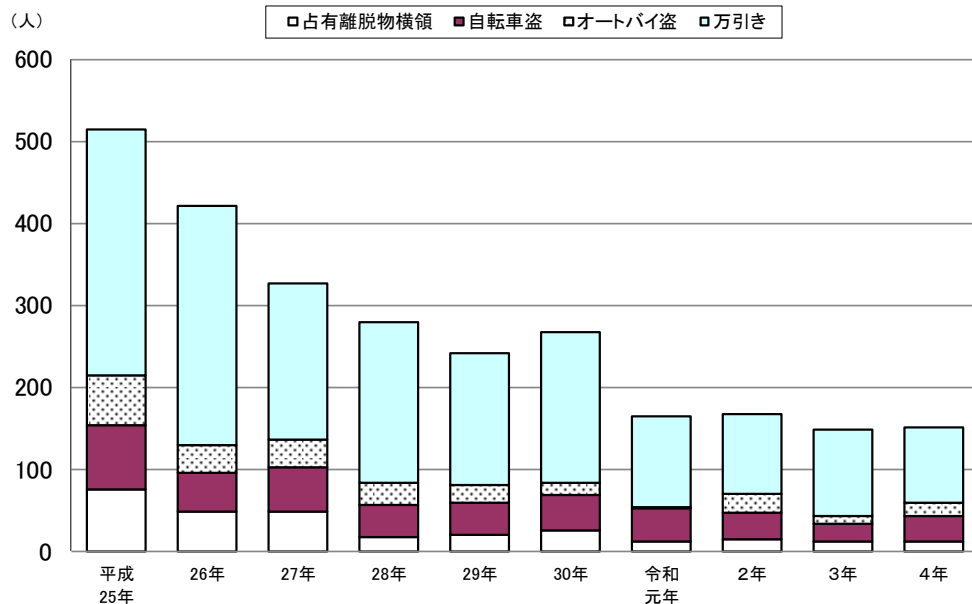
区分	年次別	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
合 計		858	712	562	571	487	501	336	336	346	355
男 子		690	580	471	475	424	421	287	269	277	280
女 子		168	132	91	96	63	80	49	67	69	75
女子の占める割合		19.6	18.5	16.2	16.8	12.9	16.0	14.6	19.9	19.9	21.1

(資料)滋賀県警察本部少年課

6. 初発型非行の現状

万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行は、年々減少傾向が見られ、令和4年中に初発型非行で検挙・補導された少年は151人でした。刑法犯少年に占める初発型非行の割合は、刑法犯少年全体の42.5%となりました。

第7-2-6図 初発型非行少年数の推移



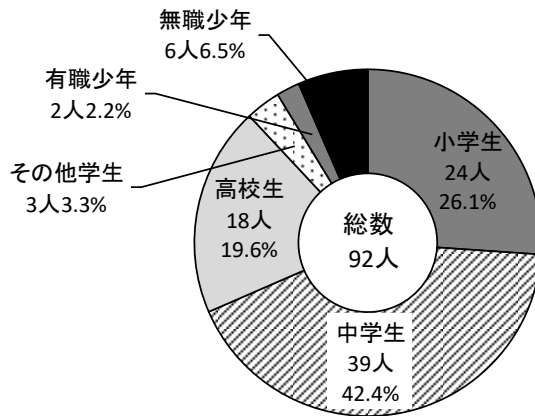
区分	年次	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
占有離脱物横領		75	48	48	18	20	25	12	15	12	12
自転車盗		79	48	55	39	39	44	41	32	22	31
オートバイ盗		60	34	33	27	22	15	1	23	9	16
万 引 き		301	291	191	195	161	184	111	97	106	92
計		515	421	327	279	242	268	165	167	149	151

(資料)滋賀県警察本部少年課

7. 万引きによる検挙・補導

初発型非行の中で最も多い万引きを学職別に見ると、中学生が39人で全体の42.4%を占め、次いで小学生が24人で26.1%、高校生が18人で19.6%を占めました。

第7-2-7図 万引き少年の学職別状況(令和4年)



(資料)滋賀県警察本部少年課

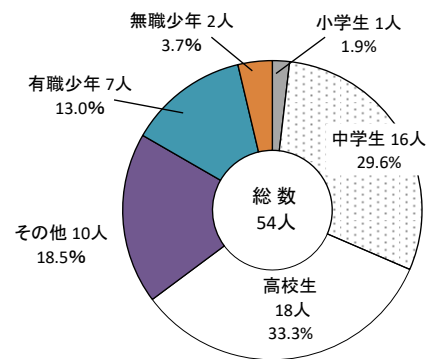
第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

令和4年中に検挙・補導した特別法犯少年54人を法令別に見ると、迷惑防止条例違反による検挙・補導が21人で最も多くなりました。

学職別では、高校生が18人で全体の33.3%を占め、次いで、中学生が16人で29.6%を占め、中高生だけで全体の約6割を占めています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合(令和4年)



(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の検挙・補導件数の推移

法令	年次別	単位(人)				
		30年	令和元年	2年	3年	4年
軽犯罪法		21	11 (1)	7 (1)	7 (1)	9 (1)
迷惑防止条例		9	10	13	5	21
青少年健全育成条例			1	3		1
児童買春・児童ポルノ禁止法		12 (3)	11 (3)	3 (2)	6	6 (1)
銃刀法			3 (1)	3 (1)	1	5 (1)
覚醒剤取締法			1 (1)	1		1 (1)
大麻取締法		3 (1)	5	10 (2)	6 (3)	3 (1)
鉄道営業法			1	3 (1)	2	1
その他		3 (2)	10 (2)	5 (1)	6 (2)	7 (1)
合計		48 (6)	53 (8)	48 (8)	33 (6)	54 (6)

(備考)交通関係法令を除く。()は女子で内数。

(資料)滋賀県警察本部少年課

2. 大麻乱用による検挙・補導の推移

大麻乱用で検挙・補導された少年は、下表のとおりで、令和4年中は3人と、前年に比べて3人減少しました。

第7-3-3表 大麻乱用で検挙・補導された少年数の推移

年次別 学職別		単位（人）									
		平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年
総 数					3		3 (1)	5	10 (2)	6 (3)	3 (1)
学 生 ・ 生 徒	中 学 生										
	高 校 生						1		2 (1)		1
	そ の 他							1		1 (1)	
	小 計						1	1	2 (1)	1 (1)	1
有職少年					3		1	4	6 (1)	3	2 (1)
無職少年							1 (1)		2	2 (2)	

※（ ）内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

3. 覚醒剤乱用による検挙・補導の推移

覚醒剤乱用で検挙・補導された少年は、下表のとおりで、令和4年中は1人でした。

第7-3-4表 覚醒剤乱用で検挙・補導された少年数の推移

年次別 学職別		単位（人）									
		平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年
総 数		2 (1)	1 (1)	1	1 (1)	1 (1)		1 (1)	1		1 (1)
学 生 ・ 生 徒	中 学 生										
	高 校 生										
	そ の 他										
	小 計										
有職少年		2 (1)	1 (1)	1				1 (1)	1		1 (1)
無職少年					1 (1)	1 (1)					

※（ ）内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

令和4年中に補導した不良行為少年は2,192人で、前年より242人増加しました。その内容をみると、深夜はいかいが759人(34.6%)、次いで喫煙が721人(32.9%)で、合わせて全体の約7割を占めています。

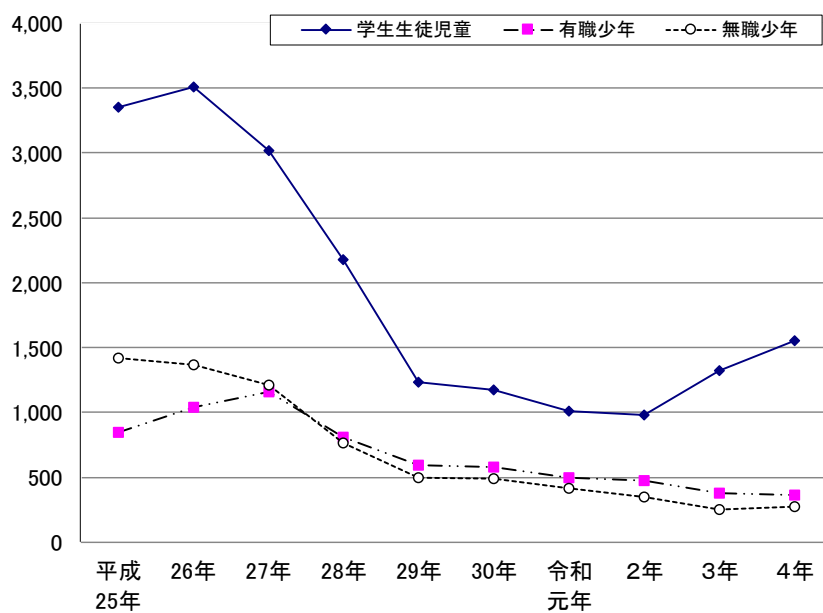
学職別では、中学生が851人(38.8%)と最も多く、全体に占める学生生徒児童の割合は70.8%となっています。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況の推移

行為別	年次	単位(人)				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年
喫煙		789	672	678	581	721
深夜はいかい		1,082	929	769	796	759
粗暴行為		61	73	72	103	145
暴走行為		40	8	5	11	10
怠学		75	56	57	152	294
飲酒		77	74	73	104	103
家出		71	46	56	110	69
不健全娯楽		7	20	28	16	8
無断外泊		6	4	11	17	3
その他		37	44	56	60	80
合計		2,245	1,926	1,805	1,950	2,192

(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の学職別の推移



学職別	年次別	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
学生生徒児童	小学生	30	58	56	45	33	34	29	43	57	94
	中学生	1,616	2,106	1,631	991	459	498	362	383	703	851
	高校生	1,455	1,270	1,253	1,065	703	598	572	525	508	514
	その他学生	249	76	75	77	39	46	50	28	51	94
学生生徒児童	3,350	3,510	3,015	2,178	1,234	1,176	1,013	979	1,319	1,553	
有職少年	848	1,040	1,157	810	597	581	497	478	376	364	
無職少年	1,422	1,365	1,213	763	494	488	416	348	255	275	
合計	5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	2,192	

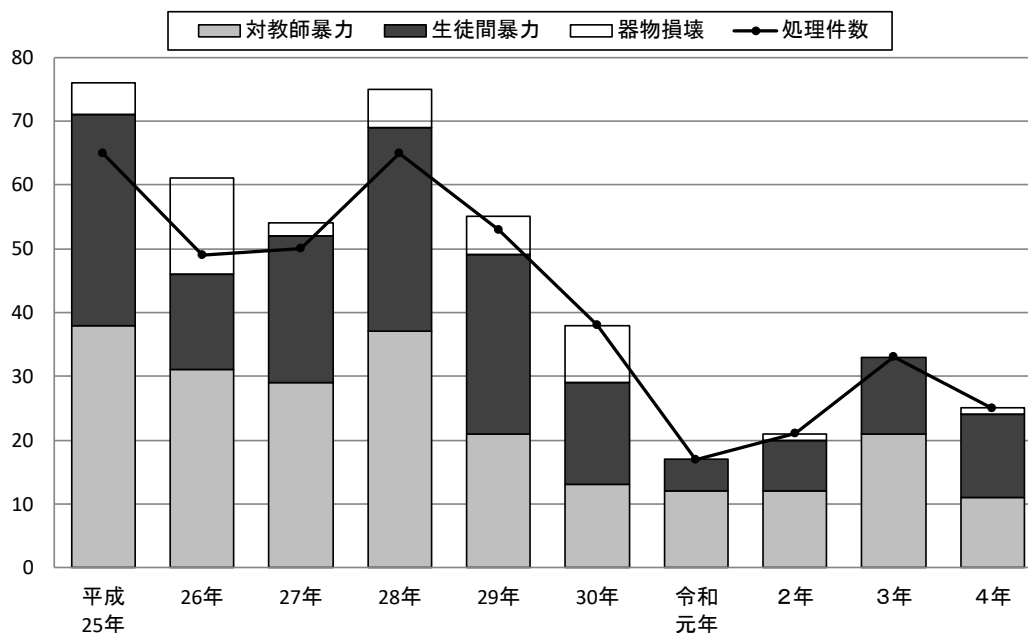
(備考)無職少年には未就学児を含む。

(資料)滋賀県警察本部少年課

第5節 校内暴力

令和4年中に校内暴力によって検挙・補導された学生生徒は25人で、前年より8人減少しました。また、教師に対する暴力については、11人で前年より10人増加しました。

第7-5-1図 校内暴力の検挙・補導人数の推移



区分	年次別	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
検挙・補導人員	小学生	2	3	3	2	6	2				5
	対教師暴力		2		2		1				2
	生徒間暴力		1	3		6	1				3
	器物損壊	2									
	中学生	72	57	43	67	46	31	15	17	30	17
	対教師暴力	38	29	29	34	21	12	12	12	20	9
	生徒間暴力	31	13	12	27	19	10	3	4	10	7
	器物損壊	3	15	2	6	6	9		1		1
	高校生	2	1	8	6	3	5	2	4	3	3
対教師暴力				1					1		
生徒間暴力	2	1	8	5	3	5	2	4	2	3	
器物損壊											
処 理 件 数		65 (38)	49 (31)	50 (29)	65 (34)	53 (24)	38 (13)	17 (12)	21 (12)	33 (21)	25 (11)

(備考) ()内は対教師暴力事件で内数

(資料)滋賀県警察本部少年課

第6節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数や構成員数が減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台によるゲリラ暴走の傾向が継続しています。

その一方で、「旧車會(暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ)」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會員とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっています。

令和4年末現在では、暴走族としてのグループはありませんが、グループ未加入の暴走行為者として244人を確認しており、関連がある旧車會を加えると人員は315人となっています。

第7-6-1表 暴走族容疑者数の推移

年別	区分	暴走族容疑者
平成14年		503人
15年		478人
16年		423人
17年		435人
18年		372人
19年		317人
20年		325人
21年		352人
22年		315人
23年		257人
24年		238人
25年		252人
26年		256人
27年		236人
28年		248人
29年		271人
30年		320人
令和元年		347人
令和2年		329人
令和3年		324人
令和4年		315人

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齢別、学職別構成

把握した315人のうち、少年は6.3%を占めています。

20歳未満の年齢別では、19歳が12.0%と多く、次いで18歳の5.4%となっています。

また、学職別では、職工が27.3%と最も多くなっています。(小数第2以下は切り捨て)

第7-6-2表 暴走族の年齢別構成の推移

単位(人)

年次	年齢別						20歳以上	合計
	19歳未満	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成14年	397	19	37	110	144	87	106	503
15年	347	18	38	76	118	97	131	478
16年	296	12	24	70	86	104	127	423
17年	247	14	17	52	83	81	188	435
18年	246	12	39	63	71	61	126	372
19年	202	11	30	43	58	60	115	317
20年	202	3	24	51	64	60	123	325
21年	172	2	12	36	68	54	180	352
22年	142	3	6	15	46	72	173	315
23年	115	3	16	33	28	35	142	257
24年	153	8	21	48	45	30	85	238
25年	159	7	29	41	47	35	93	252
26年	147	4	27	52	39	25	109	256
27年	156	4	19	54	52	27	80	236
28年	152	4	21	30	53	44	96	248
29年	158	4	16	52	33	53	113	271
30年	172	5	18	54	55	40	148	320
令和元年	176	4	14	43	55	60	171	347
2年	130	0	9	21	38	62	199	329
3年	97	0	0	21	34	42	227	324
4年	75	4	3	13	17	38	240	315

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

第7-6-3表 暴走族の学職別構成の推移

単位(人)

年次	学職別							店員	自動車関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他					
平成14年	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503	
15年	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478	
16年	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423	
17年	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435	
18年	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372	
19年	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317	
20年	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325	
21年	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352	
22年	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315	
23年	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257	
24年	54	38	26	25	18	7	7	6	82	238	
25年	52	36	28	60	27	33	2	5	69	252	
26年	48	45	14	44	26	18	6	15	84	256	
27年	40	65	15	22	19	3	5	4	85	236	
28年	46	69	9	20	17	3	11	5	88	248	
29年	47	65	5	16	13	3	5	2	131	271	
30年	48	74	24	11	10	1	2	2	159	320	
令和元年	50	90	33	14	11	3	8	5	147	347	
2年	31	79	29	16	14	2	32	2	140	329	
3年	41	75	30	14	12	2	33	3	128	324	
4年	34	84	29	6	5	1	22	3	137	315	

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

前年と比較すると、暴走回数、参加人員・参加台数の全てが減少しています。

暴走の形態としては、これまでと同様、原付バイク及び単車数台による散発的なゲリラ暴走、旧車會による大規模ツーリングが主流です。

第7-6-4表 暴走事案の発生状況の推移

単位（人）

区分 年次	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）		
			二輪（台）	四輪（台）	
平成14年	190	2,619	1,403	1,192	211
15年	151	1,612	870	850	20
16年	80	939	526	429	97
17年	123	1,382	700	636	64
18年	124	982	502	474	28
19年	87	909	483	470	13
20年	110	786	467	465	2
21年	136	890	683	454	229
22年	131	587	402	401	1
23年	89	354	277	267	10
24年	98	370	301	301	0
25年	97	509	371	362	9
26年	86	389	288	288	0
27年	86	383	285	285	0
28年	73	323	232	232	0
29年	36	193	133	133	0
30年	39	225	157	157	0
令和元年	26	581	423	421	2
2年	43	1,007	679	676	3
3年	38	848	569	534	35
4年	25	460	388	345	43

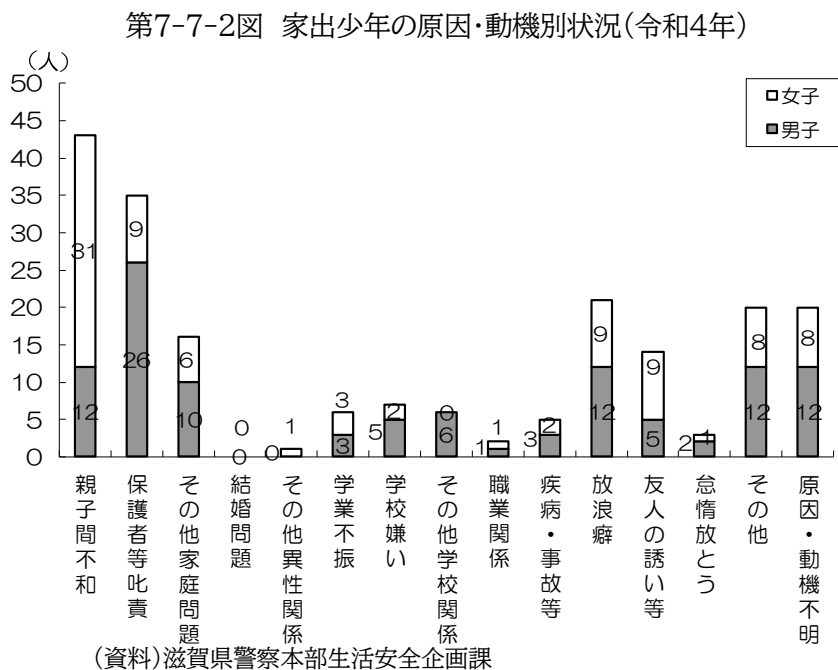
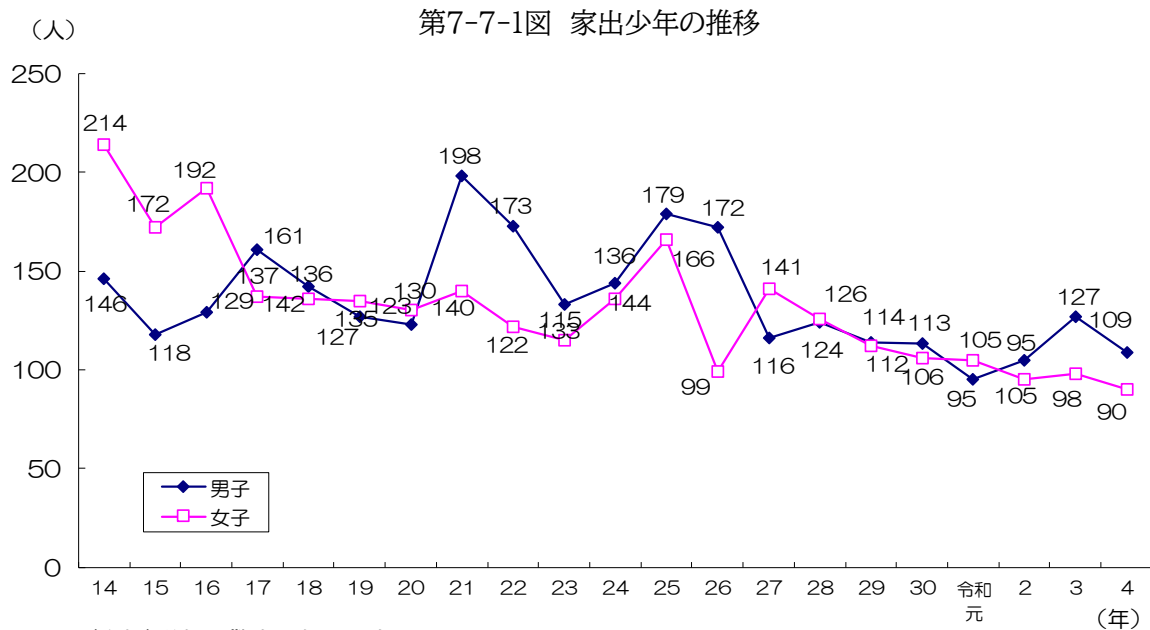
（資料）滋賀県警察本部交通指導課

第7節 家出少年

令和4年中に警察へ行方不明者として届出のあった家出少年は199人で、前年比26件の減少でした。これを男女別にみると、男子は109人と前年比18人の減少、女子は90人と前年比8人の減少となりました。

家出少年を学職別にみると、中校生が54人と最も多く、全体の27.1%を占め、次いで高校生が53人となっています。

家出の原因・動機は「親子間不和」が43人と最も多く、次いで「保護者等叱責」が35人となっています。



第8節 いじめ

令和4年度にいじめを認知した学校数は366校(95.1%)、総認知件数は11,716件(前年度9,823件)で過去最多です。公立小学校は8,896件(前年度7,457件)、公立中学校は2,571件(前年度2,114件)であり過去最多となりました。県立高等学校は185件(前年度207件)と減少、特別支援学校は64件(前年度45件)であり過去最多となりました。全国的には全校種でいじめの認知件数は増加し、本県においては県立高等学校を除くすべての校種で増加しました。認知件数の増加は、各校がいじめの早期発見に努め、積極的に認知を行い対応していることが主な要因と考えられます。今後も、未然防止、早期発見、対処を行い、いじめで苦しむ子どもを少しでも救えるように取組を進めていきます。

第7-8-1表 小学校(公立)におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4
令和2年度	216	6,153	98.2	76.2	16,798	416,861	86.9	67.1
令和3年度	216	7,457	98.2	93.3	16,978	496,094	88.6	80.7
令和4年度	218	8,896	99.1	112.5	17,222	545,958	90.5	89.8

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-2表 中学校(公立)におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5
令和2年度	97	1,875	99.0	48.2	8,086	78,537	85.6	26.5
令和3年度	98	2,114	100.0	53.7	8,157	95,263	86.7	31.9
令和4年度	98	2,571	100.0	65.6	8,278	108,335	88.3	36.5

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-3表 高等学校(県立)におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3
令和2年度	46	177	90.2	5.8	2,440	10,238	59.6	4.8
令和3年度	46	207	90.2	7.1	2,390	11,129	58.7	5.4
令和4年度	42	185	82.4	6.5	2,541	12,179	63.0	6.1

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課